あづまのくに(東国)考

したい。
「古代東国」に関する基礎的な考察を示して内外の理解を得る一歩とこで、群馬県公式サイト内の「観光・県の紹介」でも強調されている会年度から群馬学センターとして公開授業を持つこととなった。そ

第一節 東国とは

あづまのくに」の漢字表現

に臨一軒しめしし天 皇のみ世(孝徳朝)に至り、…我姫の道、分れてて我姫の国と称ひき。この当時、常陸と言はず。…難波長柄豊碕大宮で我姫の国と称ひき。この当時、常陸と言はず。…難波長柄豊碕大宮で我姫の国と称ひき。この当時、常陸と言はず。…難波長柄豊碕大宮で我姫の国上記』の「古は相模の国足柄の岳坂より東の諸の県は惣べ『常陸国風土記』の「古は相模の国足柄の岳坂より東の諸の県は惣べ縁範囲からは不破・鈴鹿両関の東、信濃・遠江以東の広域に及ぶが、録範囲からは不破・鈴鹿両関の東、信濃・遠江以東の広域に及ぶが、 みは のくに」の漢字表現としては「我姫国」(『常陸国風土記』)、 なく「あづまのくに」という特定の地域に当てられた漢字表現と見な 似用例にはほぼ全て、「アツマノクニ」と振り仮名がふられてきた(読 ければならず、「あづまのくに」としての立論が不可欠である。 ニ」と仮名が振られていることを考えれば、東国は単なる東の国では に始まる政府編纂の歴史書)写本に見られる五十ほどの東国ないし類 「あづまのくに(東国)考」とした所以もここにある。 日 「あづま」の地は、壬申の乱時の「東国」用例や『万葉集』東 歌 、国は「とうごく」と読まれる場合が多いが、六国史(『日本書紀| 「あづまのくに」)。西国用例が三例ほどしかなく全て「ニシノク 本書紀』景行天皇四十年是歳条)などもある。 なお、「あづま 「吾嬬国 収

が必要であろう。

「の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、その一つに居れり」や『日本書紀』景行天八の国と為り、常陸の国、

熊

靖

(あめ) と夷 (ひな) の間のある一定・独自な地域

天

入。 をな殺したまひそ、白すべき事あり」と歌う(万葉仮名表記を書き下した大王が、盞を捧げた婇を手打ちにしようとした時、婇が「吾が身キ)の木の下で豊楽の宴を催した際、盞に槻の葉が浮かんだ事に激怒キ)の木の下で豊楽の宴を催した際、盞に槻の葉が浮かんだ事に激怒とくに重要な記載が『古事記』雄略天皇段に見られる。ඖ(=ケヤー)

歌と称されるこの歌謡には多様な課題が孕まれているが、東に

あづまが一定・独自の地域だという意識は、八国に分けられたとする孝徳朝(六四五~六五四)以降も持続しており、『日本書紀』天武天皇四年(六七五)正月壬戌条は「大倭国瑞鶏を貢ぎ、東国白鷹を貢ぎ、月庚申条は「唐の吐羅、林邑、東国、隼人らの楽を作す」と記して、近江国白鵄を貢ぐ」と、あづまを大倭・近江に対置される一つの国と記載している。さらに下って『続日本紀』天平宝字七年(七六三)正記載している。さらに下って『続日本紀』天平宝字七年(七六三)正記載している。さらに下って『続日本紀』天平宝字七年(七六三)正記載している。

づまの中心は上毛野国

…東国の百姓、その王の至らざるを悲しみて竊に王の尸を盗みて上野年条の伝承的記載「彦狭嶋王を以て東山道十五国都督に拝けたまふ。圧倒的であることからも推測されるが、『日本書紀』景行天皇五十五左倒的であることからも推測されるが、『日本書紀』景行天皇五十五左が国名を確定した東歌九十首のうち二十五首が上野国と、上野国が 字で表現することが求められた時、 「かみつけの」と読まれていた表現を、 [に葬る] は、 一方、上野国は「かみつけ」「こうづけ」と読まれるが、 ぬない場合が多い。それもそのはずで、六九○年代の藤原宮出土 て読みとしては「の」を外すという行き違いが生じたためである。 「上毛野國車、評」に見られるように、 中心が群馬県地域と重なる上野国であることは、 元の表現は より直截的にあづまの中心を上野国と指摘している。 「車」で、 江戸時代までは 文字表現としては 八世紀初頭に地名を漢字二文 元々は「上毛野」と書かれ 一くるま」 毛 『万葉集』 県外の人に の読みが

主流である。

二節 あづまの成り立ち

魏の年号が刻まれた三角縁神獣鏡とともに

地方の弥生時代は、西日本に比べると豊かではなかった。あづまの成り立ちが何時かは私の研究目標の一つでもあるが、関

雲南市の神原神社古墳出土の景初三年(二三九)銘鏡だが、蟹沢古墳奈良県桜井市の外山茶臼山古墳から出土しており、残り一面は島根県の鏡で兵庫県豊岡市の森尾古墳、山口県周南市の竹島御家老屋敷古墳、か五面に過ぎない。他の四面のうち三面は蟹沢古墳出土鏡と同じ鋳型か五面に過ぎない。 なく、 に始まることは意識しておきたい。 は遡らないが、 中での蟹沢古墳出土鏡の突出性は注目される。 出土以外は全て西日本である。三角縁神獣鏡自体が関東・東北では少 て見つかっている三角縁神獣鏡のうち魏の年号が確認できるものは僅 馬台国の女王卑弥呼に関わる鏡として論争の的だが、四○○面を超え (二四○)の銘が刻まれた三角縁神獣鏡である。 つの象徴が柴崎蟹沢古墳 群馬県出土が過半を占めるが、 あづまの古墳時代が魏の年号を記す三角縁神獣鏡と共 (高崎市) 全体でも二十面に達せず、 出土の中国 蟹沢古墳は三世紀代に 三角縁神獣鏡は邪 魏王 朝 の正せ その

関東全域が られるが、 入れ替わり、 墳のような前方後方墳から始まり、 ば、 5、群馬の古墳時代は、元島名将軍塚古墳(高崎市)や前橋、だが、この時点で「あづま」が成り立っていたとは言い難 が主流であり、 下毛野国と重なる栃木県地域は、 定 四世紀後半以降、 異なる地域社会に属していた可能性が高い。まして 独自の地域としてまとまっていたかは疑問が多い。 県内各地で大型前方後円墳が陸続と造 直ちに築造の中心が前方後円墳に 五世紀半ばまで前方後方) や前橋八幡山古は言い難い。例え

の軍号を受けた可能性が高い太田天神山古墳の主

そうした状

況 下

墳丘長200m以上で長持型石棺が出土・確認、伝承されている古墳一覧

(築浩年代は推定、墳丘長については説がある)

	(米塩中)(は)正人、須正人については前のの							
	古墳名	確認•伝承	墳丘長	築造年代	所在地	備考		
1	大仙	確認	486m	5世紀前・中	大阪府堺市	伝・仁徳陵		
2	五社神	伝承	275m	4世紀後・5世紀初	奈良県奈良市	伝•神功陵		
3	室宮山	確認	238m	5世紀前半	奈良県御所市			
4	宝来山	伝承	227m	5世紀前半	奈良県奈良市	伝・垂仁陵		
5	古市墓山	確認	225m	5世紀前半	大阪府羽曳野市	伝·応神陵陪塚		
6	佐紀石塚山	伝承	218m	4世紀後・5世紀前	奈良県奈良市			
7	西陵	確認	210m	5世紀半ば	大阪府泉南郡岬町	伝•成務陵		
8	太田天神山	確認	210m	5世紀中・後	群馬県太田市			
9	津堂城山	確認	208m	4世紀後・末	大阪府藤井寺市	陵墓参考地		

良・大阪を除けば、 される五世紀代の倭国 るなら、倭の五王と称 中で位置づけようとす たらない 田天神山古墳しか見当 墳は十指に満たず、 認・伝承されている古 この突出性を倭国の 中 国•宋王朝 (表1)。 奈

> 0) にも叙爵を求めていたことが注目される。 度々使いを遣わし、自らだけでなく、 ようにある。 王族ないし有力な臣下・同盟者 『宋書』夷蛮伝倭国条には次

隋ら十三人に平西・征虜・冠 して除正を求む。詔して安東将軍・倭国王に除す。珍、また、 の曹達を遣わし、 太祖の元嘉二年 |那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大将軍・倭国王を称して、 使を遣わし、 詔して並べて聴す。 (四二五)、 表を奉りて方物を献ず。 貢を献じ、 讃、 軍・ 使持節・都督・倭・百済・新羅 また、 輔国将軍の号を除正せんことを 司馬 讃死して弟・珍立つ。 (=倭王の軍監察官 倭

半ばと考えられている

太田天神山古墳は墳丘

めず、

とくに、

群馬地域の突出性は否

方後円墳を造り続けた

県内各地で大型前

軍・倭国王となす。 二十年(四四三)、倭国王済、 使を遣わし奉献す。 また以て安東将 求む。

る。加えて、王者の石 入る威容を示してい 全国古墳ベスト三〇に 長二一〇メートルで、

石棺」に葬られていた 棺と呼ばれる「長持型

(墳丘長一二五メート

羅・秦韓・慕韓六国諸軍事を加え、安東将軍は故の如し。 二十八年(四五一)、(済に)使持節・都督・倭・新羅・任那 て上る所の二十三人に軍郡を除す。 あ わせ加

能性が高いと見られる。 政官の可能性を想起させ、 かろうか。 珍が求めた十三人ないし済が求めた二十三人の中に含まれるのではな 墳丘長二一〇メートル、長持型石棺に葬られた太田天神山古墳の主は、 将軍は共に第三品でほぼ同格である。 が、叙爵された安東将軍と、王族等に求めた平西・征虜・冠軍・輔国 づまの地が蝦夷地に面したフロンティアであることから征虜将軍の と比べてみると、倭国王自身が求めた安東大将軍は第二品で一格上だ 傍線を附した部分が王族等への叙爵の内実だが、その地位を倭国 憶測を逞しくすれば、 平西・征虜・冠軍・輔国将軍の中では、あ 「軍郡」の表現は地域支配を兼ねた軍 五世紀半ばの築造と推定され、

以上で長持型石棺が確 墳丘長二〇〇メートル 山古墳も長持型石棺)。 ルの伊勢崎市・お富士

あづまを成り立たせた人々の伝承と実

核となった人々の始祖伝承のあらましと構造

たという氏族もあまた存在し公認されていた。の貴族・官人となり、文書や馬の扱い、経済・土木に関わることとなっ 治めし が、上毛野君にまつわる始祖伝承のあらましをまとめると、 せている。 このように、 などは、その人々の中核を上毛野君と記して多くの始祖伝承を載かからのきま む。 その人々と太田天神山古墳の主とが直結できるかは 是、上毛野君・下毛野君の始祖なり)、 治体の中枢と深く関わっていた可能性が高いが、『日本書 古墳時代群馬の主人公は、地方の単なる有力者では 孫の世代あたりから 不明だ

有姓・無姓の無数の人間が位置づく。 国政を取り仕切る閣僚級の中級貴族、 り氏素性や姓と称される身分秩序が重視される。概観すれば、知られているように、古代社会は厳格な身分制社会である。 同族とされる人々は、 家の構造では、公卿と呼ばれる一握りの上級貴族の政治判断のもとに、 、腹朝臣(上毛野朝臣•下毛野朝臣•大野朝臣•車 持朝臣•佐味朝臣•以此に大きな基盤を持った中級貴族として朝堂に重きをなした東国、北京の東京を立る。 1年の東京の東京では、大きな基盤を持った中級貴族として朝堂に重きをなした東国、東京・東京に大きな私る人々は、始祖王の血を引くと認められる一方で、あづまで、また。 部に韓半島諸国 その中で、上毛野君(朝臣)の実務官僚として働く下級貴族、 諸地域からの渡来系集団を含 古代国 文字通

古代国家の礎を築いた氏族群

同祖氏族群は大きな役割を果たしたことが伺われる。 すべき化外の民とした国家戦略を進めたが、その要所要所に上毛 中華文明を手本として律令による法治と修史を基礎に、 ・渤海を日本の下位に位置する蕃国と位置づけ、 『日本書紀』や『続日本紀』の記載によれば、 蝦夷・隼人等を服 日本古代国家 唐を隣国、

羅

東人は天平十二年 四年 奥守となり、ついで上毛野朝臣広人が陸奥按察使となる。広人が養老毛野朝臣小足が翌年四月に没すると、七月には上毛野朝臣安麻呂が陸蝦夷政策に関して言えば、和銅元年(七〇八)陸奥守に就任した上 議に任じられ、和銅二年(七〇九)の卒時は式部卿大将軍であった。朝臣古麻呂の役割も大きく、彼は、その功績で大宝二年(七〇二)参国家の要とも言える大宝律令選定(七〇一年完成)における下毛野 多賀城碑によれば多賀城は神亀元年(七二四) として陸奥に向かった。続いて登場するのが大野朝臣 (七二〇) (七四〇) 末まで陸奥按察使兼鎮守府将軍 東人の Ö とあ 地

|不比等らを生んでいることも注目されなお、車持君国子の娘・与志古娘が藤| ||持君国子の娘・与志古娘が藤原朝臣|| 鎌 足的 の妻として藤 原

《書の扱い・対外交渉への深い関集

未条の文忌寸最弟らの上表文に代表されるように、九〇)七月辛巳条の津連真道らの上表文や延暦十年ののかの上表文や延暦十年 荒田別・巫別であったと『日本書紀』は記す。 時代の貴族・官人層の間では著名な伝承で、『続日本紀』延暦九年 王仁を百済から招くことで我が国に本格的に漢字・漢文が導入・定着 わる幾つかの渡来系氏族は上毛野君の祖・ たと主張、 応神天皇十五・十六年条に載せられた博士王仁招聘伝承である。主毛野君の祖先伝承の中で、とくに注目しておきたいのは『日本書 公認されていた。 招聘の使いとされたのは上毛野 荒田別らにより倭国 この伝承は奈良・平安 文書の扱い等に関 (七九 一)四月乙 君 『に招聘 祖 七

でゝ。 族の中心となる田辺 史の伝承にも伺われる。関係伝承を引用しておき族の中心となる田辺 史の伝承にも伺われる。関係伝承を引用しておき来集団でありながら後に上毛野君(朝臣)の姓を得、上毛野氏関係氏文書の扱い・対外交渉に深く関与していたことは、韓半島からの渡

#15月 | 「日本書紀弘仁私記」(弘仁十年=八一九成書) 記載の 「諸蕃雑『日本書紀弘仁私記』(弘仁十年=八一九成書) 記載の 「諸蕃雑

に混づ。 公竹合なりてえり。 しかして言ふに、 田 四人、大鷦鷯天皇四辺史・上毛野公・当日辺史・上毛野公・当 しかして、 お この書に諸蕃人(=渡来系氏族)といふなり。 天皇、 のれらの祖、 池原朝臣・住吉朝臣らの (=仁徳天皇) 矜憐して彼の族(=上毛野君同祖氏族) これ、 御宇の年、 貴国 祖 百済国 $\widehat{\parallel}$ |日本 思 心須美• 『より化 将軍上野 和徳 来す。

が武天皇(諡かかだけるのすからなこと 下毛野朝臣同祖。 日、換へし馬を看るに、これ土馬なり。よりにおいて騎馬の人に逢ひ相互に話し語らふ。 のために婿の 新撰姓氏録』左京皇別下 家に向かふ。 徳尊の孫、 。豊城入彦命五世孫多奇波世君の後なり。一左京皇別下「上毛野朝臣条」 雄略) の御世、 斯羅、 夜を犯して帰る。 努賀君の男、 よりて、姓、かばねっふ。馬を換へ 極 色の御世、 りて、姓、陵辺君を負。馬を換へて別る。明。馬を換へて別る。明の男、百尊、阿女の産の男、百尊、阿女の産 河内の 大治はカオリカ Щ 〒 田

> D)、改めて朝臣の姓を賜ふ。続日本紀合。 勝宝二年(七五〇)改めて上毛野公を賜ふ。今上弘仁元年(八一を賜ふ。文書を解するをもて田 辺史となす。宝字称徳皇帝、天平

嗤はれなむ」と叱咤激励したと記す。「かかあ天下」の原像とも言えるで養葉に伝へたり。今、汝、頓に先祖が名を屈かば、必ず後世の為にるのまま、蒼、海を渡り、万里を跨びて、水表の政を平けて威、武をもが祖達、蒼 海を渡り、万里を跨びて、水表の政を平けて威、武をもが祖達、蒼、海を渡り、万里を跨びて、水表の政を平けて威、武をもが祖達、蒼、海を渡り、万里を跨びて、水表の政を平けて威、武をもが祖達、蒼、海を渡り、万里を跨びて、水表の政を平けて威、武をもが祖達、 存亡の際に、こうした言葉が語れられたと記される中にも、 この話を史実と断定するにはなお躊躇せざるをえないが、 0) 寸 『日本書紀』舒明天皇九年(六三〇)是歳条は、 始祖達が韓半島諸国・諸地域との交渉に深く関与した様子 を率いた倭国の前将軍は上毛野君稚子であったことは 実としても、 百済が滅亡した後の百済救援軍、 蝦夷の 白村江 前 戦いに敗れて 氏族の危急 . の 戦 述したが、 が伺える。 上毛野君 11 0)

眩い金属容器が結ぶ百済・北斉への道

関係を考えなければ理解しにくい優品があまた出土している。少ない眩い金属容器を中心に、韓半島諸国・諸地域や中国諸王朝とのこうした史実や伝承を裏付けるように、群馬県地域からは、類例の

|である(武寧王 五二三年没・五二五年埋葬。王妃 五二六年没・((墓誌石))から墓の主と没年・埋葬年が判明した韓国唯一の古代王百済・武寧王陵は奇跡的に発見された未盗掘墳で、発見された買地

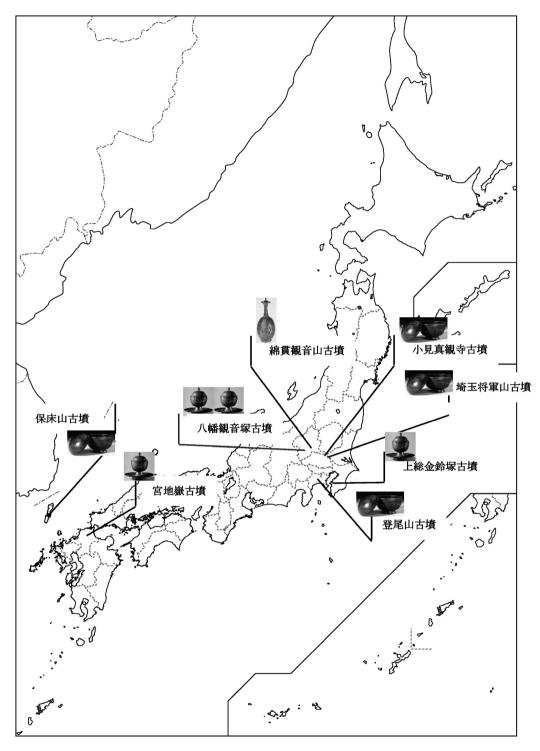


図1 (金) 銅製托杯と瓶の分布

熊倉: あづまのくに(東国)考

武寧王陵獣帯鏡



高崎市綿貫観音山古墳獣帯鏡



武寧王陵銅杔銀杯杔盞

高崎市八幡観音塚古墳銅承台付蓋鋺

4

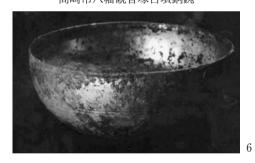




武寧王陵銅鋺



高崎市八幡観音塚古墳銅鋺



武寧王陵飾履





高崎市下芝谷ツ古墳飾履(復元品)

写真 1 八幡観音塚古墳・綿貫観音山古墳・下芝谷ツ古墳出土品と百済・武寧王陵出土品 (写真提供:1.3.5.7. 韓国公立公州博物館 2. 群馬県立歴史博物館 国(文化庁)保管 4.6.8. 高崎市教育委員会) 傾向が強かった。

(鍍金) 銅瓶の副葬もその一環と見られ、

少なくとも北魏代四点

義は大きい 五二九年葬)。その出土品と群馬の古墳出土品 (写真1)。 が類似していることの

り、関係の深さを後押しする。また、王・戸られる獣帯鏡と同形の鏡が綿貫観音山古墳 墳 と類似し、 加えて述べれば、武寧王陵の王頭部に置かれて最も重 (高崎市) 我が国出土品としては古層となる金銅製飾履が下芝谷ツ古い深さを後押しする。また、王・王妃ともに履いていた飾履い鏡と同形の鏡が綿貫観音山古墳(高崎市)から出土してお から出土している。 |視されたと見

られる (写真2)。 に富んだ王朝で、 根津美術館蔵の一連の石仏などに垣間見られるように、芸術的な表現 立し、五七七年、 |集中的に出土している銅瓶が国内で唯一見つかった古墳としても知さらに、綿貫観音山古墳は、六世紀代の中国・北斉王朝の貴族墓か 北斉は、北魏が東西に分裂した後の東魏を受け継いで五四九年に成 葬制においては華北の皇帝・貴族墓に伝統的な厚葬 西魏を受け継いだ北周に滅ぼされた短命王朝だが、

綿貫観音山古墳出土瓶も北斉瓶の代表格である庫狄迴洛墓出土瓶も佐八点は、錫を含む銅合金、いわゆる佐波理=響銅鋳造挽物仕上げで、三点は施文から固有名称がつけられているが、玉子形と蕪形が半々の 瓶も煉丹具として副葬された可能性があるが、 ピンセット状の金属片でしっかりとはめ込まれる蓋を持つ。 斉代七点が確認されている(表2)。玉子形ないし蕪形の胴と長い頸 1時副葬の(金)銅製品には煉丹具と見られるものが多い (東京国立博物館法隆寺献納宝物) 観音山古墳出土瓶以外は全て法隆 (軍持)となり、 である。計十一点のうち 銅瓶は、 寺院伝世品 七世紀以降は ので、 が多 銅

くなる。

我が国も同じ流れにあり、

主として仏具とされ、

呼び方も浄 瓶

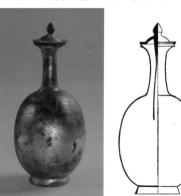
寺伝世品

が

理である。

、観音山古墳にもたらされた可能性を検討したことがあるが、な四半世紀も前に、私は、矢部良明氏の先行研究によりながら、

北斉貴族の銅瓶:中国への拡がり 北斉·庫狄廸洛墓出土銅瓶 (18.2cm)





綿貫観音山古墳出土銅瓶(31.3cm)

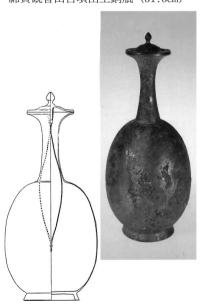


写真2 綿貫観音山古墳出土銅瓶と北斉・庫狄迴洛墓出土鍍金銅瓶 (高崎市教育委員会編『東アジアと古代東国』1989より転載)

表 2 中国における銅製瓶出土状況(矢部良明氏の原表に基づき作表)

- 「京都の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の	(河北省磁県東槐樹村) 北斉神武皇帝十四子 高潤墓 北斉武平六年(五七五)没 ①塗金、	葬墓(河北省賛皇県南刑郭村) 東魏殷州刺史李希宗・同夫人合 北斉武平六年(五七五) ①金銅盤	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	(河北省曲陽県党城公社嘉峪村) 北魏営州刺史韓賄夫人高氏墓 北魏区光五年(五二四) 足、高一 ①頸部細長	(河北省景県安陵区前村郷) 正光二年(五二一)葬 ②蕪形の 北魏冀州刺史封磨奴墓 北魏太和七年(四八三)没 ①玉子形	遺路名(月右北) 新 年
銅盤口瓶(王子形瓶)	一五·四cm 一五·四cm	銅盤口長頸瓶	高一五·五·四、蓋塗金銅瓶、細頸、卵形腹、 門底圏足、高一八·二四、蓋 裡衝接二鉄片挿入瓶内 で状口帯一長流、長頸、鼓 で状口帯一長流、長頸、鼓 で状の裏が、水腹、座蓋形、残 の上の で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	腹部較短、円腹一口足、高一四・五㎝	蕪形の胴を持つ王子形瓶 玉子形の胴を持つ王子形瓶	地の数量・器形及ひ表現
虎子、盤、鏡、灯 器2、四足器、罐、熨斗、盂、 碗5、杯2、壺2、鐎斗、三足	円盒	金銅鐎斗、銅盤	高足杯、鋺、盒、蓮華燭台、龍塗金唾壺2、三足器、碟、斗、	4. 数、灯、窥、碟	座器	他の主な出土銀器
器 14	器27、石製品7 陽俑等28、墓誌、陶磁	器4、墓誌 銀盤、陶俑等106、陶磁	灰釉俑等121、陶磁器 39	陶俑等17、墓誌 金釵、陶碗10、陶盒、	ガラス碗1、青磁碗1	他の主な出土遺物
一九七一	(盗掘あり)	(盗掘あり)	一 九 七 三	一九六四	一 九 四 八	新 有

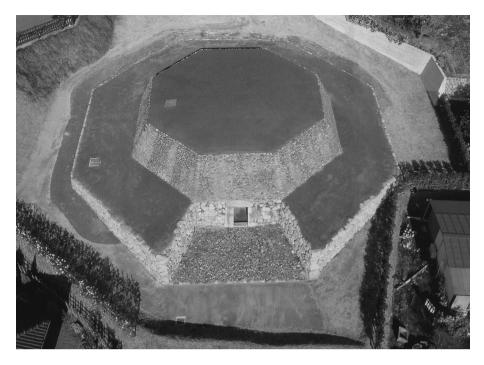
が極めて広かったことだけは、改めて強調しておきたい。 貫観音山古墳の主に代表されるあづまの王者たちが持っていた広がり明確な解答に至っていない。研究の至らなさを恥じるばかりだが、綿

発掘調査された唯一の正八角墳の存在

である(写真3)。現在、八角形の可能性のある古墳は十基ほどが知ら古墳などが注目される。発掘調査された唯一の正八角形の古墳だから七世紀代の古墳としては、規模そのものは小さいが、吉岡町の三津屋

正八角形墳は、今のところ三津屋古墳だけである。いし、それに準ずる皇太子墓とされている(表3)。その中で、確実なれているが、半数が、七世紀半ばから八世紀初頭の大王(天皇)陵な

て「六合を兼ねて都を開き、八紘を掩ひて宇に為むこと」(原漢文) で、一六合を摠べたまひ、天統を得て八、荒を包ねたまひき」(原漢文)とて六合を摠べたまひ、天統を得て八、荒を包ねたまひき」(原漢文)との考え方 (『古事記』序文は、天武天皇の即位に際して「乾 符を握りの考え方(『古事記』序文は、天武天皇の即位に際して「乾 符を握りの考え方(『古事記』序文は、天武天皇の即位に際して「乾 符を握りの考え方(『古事記』序文は、天武天皇の即位に際して「乾 符を握りの考え方(『古事記』序文は、天武天皇の即位に際して「乾 符を握りの考え方(『古事記』を表している。



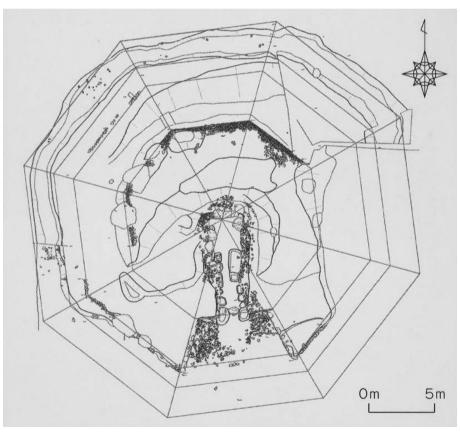


写真 3 三津屋古墳の復元実景と調査時の実測・復元図(写真提供:吉岡町教育委員会)

33

いと共に近しい山となったのであろう。

表 3 八角形墳一覧

	77-77-7							
	古墳名	対辺間	構築年代	所在地	特 質	陵墓指定		
1	稲荷塚	20m	7世紀前半	東京都多摩市	開口位置は稜角武、墳形・ 年代に不確定要素大			
2	神保一本杉	18m	7世紀前半	群馬県高崎市	上段円形・下段長八角形、 年代に議論あり			
3	経塚	12m	7世紀前半	山梨県笛吹市	二段築成、正八角形ではない			
4	中山荘園	13m	7世紀第II四半期	兵庫県宝塚市	外護列石八角形、方形土壇 付、墳形に議論あり			
5	段ノ塚	42m	7世紀第II四半期	奈良県桜井市	上八角下方墳	現・舒明天皇陵		
6	三津屋	22 m	7世紀第III四半期	群馬県吉岡町	二段築成、墳丘部・周堀も 正八角形確認、石室真北			
7	牽牛子塚	30m	7世紀第III四半期	奈良県明日香村	三段版築築成の八角墳	推定・斉明天皇陵		
8	御廟野	42m	7世紀第III四半期	京都府京都市	二段の方形壇上に截頭八角 墳	現•天智天皇陵		
9	野口王墓	39m	7世紀第IV四半期	奈良県明日香村	上八角下方墳	現・天武持統合葬陵		
10	束明神	30m	7世紀末	奈良県高取町	横口式石槨、唐尺使用	推定・草壁皇子墓		
11	尾市1号	11m	7 世紀第IV四半期	広島県新市町	墳丘裾に列石、前面直線・ 後背面曲線、墳形に議論あ り			
12	中尾山	30m	8世紀第 I 四半期	奈良県明日香村	三段八角、横口式石槨、火 葬墓	推定・文武天皇陵		

短時間のうちに軽石に埋没したため当時の集落の様子が手にとるよう つと、 る。 後から半世紀の間に度重なる榛名山大噴火の大惨事に見舞われてい 【下、江下下)トルを超え、豪族居館として高い評価を受けている三ツ寺I遺跡・北谷トルを超え、豪族居館として高い評価を受けている三ツ寺I遺跡・兆をやっ に分かると言われる。 山灰や軽石が地域を襲い、 で発見されたことで一躍注目を浴びたが、西暦五〇〇年前後の火砕流 見の金井東裏遺跡などに見られるように、 古墳時代を代表するような墳墓と文物を見せているが、二〇一二年発 に見舞われた遺跡としては渋川市の中筋遺跡なども著名で、 金井東裏遺跡は甲胄をまとった人物が火砕流に埋められたままの形 噴火の凄まじさがひしひしと伝わってくる。その後は大量の火 地域によっては、 六世紀半ばの黒井峯遺跡 (渋川市) 火山灰や軽石の堆積は二メー 真っ只中の西暦五〇〇年前

遺跡に立

などは、

5 から「八角殿院」と呼ばれる八角形礎石が発掘されていることなどか 世紀半ばにかけて、あづまは、群馬県地域を中心に、一貫して我が国 大きいと見られる。 伊香保 このように、あづまが成り立っていたと見られる五世紀半ばから七 八角形墳築造の思想的根拠を考える上で三津屋古墳の存在意義は (厳穂) 嶺大噴火を克服

たためではないかと思っているが、なお憶測に過ぎない。 では、 韓国ほぼ唯一の火山である漢拏(한라)山 南麓に早くから展開・活躍していた渡来系集団が噴火に直面 なぜ: 後世、この山は榛名とよばれるようになったの (済州島) か。 を想起 私は、

それ以前を超えた輝きを示し続けたことである。 事に遭いながらも、あづまびとは滅びるどころか、六世紀半ば以降に、 ´例と言える。 六世紀後半以降の古墳とその文物、 心跡は大変な価値を持つが、それ以上に重要なことは、これほどの惨 このように、 災害そのものの姿が明らかになったことで、これらの あるいは東歌は、 綿貫観音山古墳など その 一端を示

ない。 移るが、 そこから私の関心は、東国六腹朝臣らの主たる勢力圏はどこかにあづまに根ざした貴族達の足跡 墓誌等の文字資料が検出されない以上、未定と言わざるをえ

令国 と見られる。その意味では、金冠塚古墳(前橋市)や未発掘の七輿山郡に佐味郷が確認されることから、群馬県南部に勢力圏を持っていた 今日の藤岡市とほぼ重なる旧・緑野郡と今日の玉村町周辺の旧・那波町、つまり都賀郡域一帯と見るのが妥当だろう。佐味君については、い。下毛野君の本拠地は、下野国府が開かれる栃木市・下野市・壬生 特異な氏名から古い氏族と見られ、群馬郡の由来と考えられるが、律古墳(藤岡市)などは大いに注目される。一方、車持君については、 その勢力圏は少なくとも群馬郡・勢多郡全域に及んでいた可能性が高 考えられ、 としては、 その中で、 池田君も同様だが、枝族と見られる石上部君が碓氷郡等に勢力を留家が完成してくる段階での主たる勢力圏を特定することは難し 一群馬県西・北部に力を延ばしていったことは示唆深い。 前橋市の総社古墳群をその奥津城と見る意見は有力だが、 上野国府が開かれる前橋市西部・高崎市北部一帯などが 状況証拠から考えれば、 上毛野君 (朝臣) の主たる本拠 大野君は

> 等を検出することは難しく、埼玉県の埼玉古墳群なども検討の対象と力を有していた可能性が高いが、群馬県・栃木県地域で関連する地名 する必要を感じているが、 鳥時代から奈良時代の前半にかけて上毛野君・下毛野君と匹敵 全て今後を期したい課題である。 する

第四 . 節 あづまから日本へ―上野三碑の位

完全な形で現存する日本最古の石碑群

を示すものこそ上野三碑と総称される山上碑・多胡碑・金井沢碑の存世紀半ば以降のあづまに根ざした人々の活躍の様子である。その一端 在である。 「国六腹朝臣の政権中枢での活躍以上に注目しておきたいの

山上碑―日本語で書かれた最古の石碑

善供養碑となる。 ら当然だが、内容を見ると、母のために記された最古の墓碑ない る。辛巳年を六八一年と見ることに異論はない。石碑として最古だか で書き始められる山上碑は、完全な形で現存する日本最古の石碑であ 結論から言えば、「辛巳(碑の文字は「己」)歳集 (焦?) 月三日 記

名的な用い方があったとしても、 の国家や文明を形成せざるをえなかった。 出発した我が列島社会は、漢字・漢文を公用文とする世界の中で自ら 語として書かれた最古級の金石文であることに気づかされる 全く異なる我が倭人のことばの並べ方に漢字を並べ替えて表現しよう えなかった。漢字・漢文を文明の核とする中華文明の周辺文明として それが七世紀の半ばあたりから、 固有の文字を持たない我が倭人は、 そこで金石文全体に目を向け、 原則、 その位置づけを考えてみると、 訓読の読みをベースに、 文を書くには漢文に拠らざるを 漢文でものを書いてきた。 固有名詞の表記には万葉仮 漢文とは (表 4)。 日本

とする試みが動き出す。

六八〇年前後に、

その試みが

一挙に形となる

熊倉: あづまのくに (東国) 考

表 4 文脈で見た金石文史

			表す		
5 世紀半	半ば		稲荷台1号墳出土鉄剣銘文	千葉県市川市	
471	辛亥年	漢文脈	埼玉稲荷山古墳出土鉄剣銘	埼玉県行田市	国宝
5世紀後	後半	漢文脈	江田船山古墳出土鉄刀銘	東京国立博物館	国宝
503	癸未年	漢文脈	隅田八幡神社人物画像鏡	和歌山県橋本市	国宝
6世紀半	řű		岡田山 1 号墳出土鉄刀銘文	島根県松江市	
	庚寅年	漢文脈		福岡市西区	
628	戊子年	漢文脈		奈良県斑鳩町	重文
650推定		和文脈		奈良県斑鳩町	国宝
651 654	辛亥年 甲寅年	和文脈		東京国立博物館東京国立博物館	重文重文
658	戊午年	漢文脈		東京・根津美術館	里人
666	丙寅年	和文脈	法隆寺献納宝物菩薩半跏像台座銘	東京国立博物館	重文
680前後		和文脈	宣命体木簡・万葉仮名表記の歌木簡出始める。 柿本人麻呂歌集の略体歌・非略体歌の推定年代。		
680前後	以降		法隆寺命過幡	奈良県斑鳩町等	
681	辛巳年	和文脈	山上碑	群馬県高崎市	特別史跡
686 ?	降婁	漢文脈	長谷寺法華説相図	奈良県	国宝
690前後	以降	和文脈 漢文脈 和文脈 漢文脈? 漢文脈?	? 癸未年(623)銘法隆寺金堂釈迦如来像光背銘 丙寅年(666)銘河内野中寺弥勒菩薩像台座銘 戊辰年(668)銘船王後墓誌	奈良県斑嶋町 奈良県斑嶋町 大阪府藤井寺市 東京・三井記念美術館 京都市左京区	国宝 国宝 重文 国宝
692	壬辰年	和文脈	出雲国鰐淵寺観音菩薩台座銘	島根県出雲市	重文
694	甲午年	和文脈	法隆寺銅板造像記	奈良県斑鳩町	重文
700	庚子年	混交	那須国造碑	栃木県大田原市	国宝
702	壬歳次攝提格	和文脈	豊前国長谷寺観音菩薩像台座銘	大分県中津市	県有形
707	慶雲四年	漢文脈	文袮麻呂墓誌	東京国立博物館	国宝
707	慶雲四年	漢文脈	四天王寺蔵威奈大村骨蔵器	大阪市天王寺区	国宝
708	和銅元年	混交	伊福吉部徳足比賣骨蔵器 東京国立博物館		重文
708	和銅元年		圀勝寺下道圀勝弟国依母夫人骨蔵器	岡山県矢掛町	重文
711	和銅四年	和文脈	多胡碑	群馬県高崎市	特別史跡
712	和銅五年	漢文脈	『古事記』		
714	和銅七年		佐井寺僧道薬墓誌	奈良国立博物館	重文
717	養老元年		超明寺碑	滋賀県大津市	部分残存
720	養老四年	漢文脈	『日本書紀』		
722	壬戌年	和文脈	山代真作墓誌	奈良国立博物館	重文
723	養老七年	漢文脈	太安萬侶墓誌	奈良県立橿原考古学研究所	重文
723	養老七年	漢文脈	阿波国造碑	徳島県石井町	県有形
726	神亀三年	和文脈	金井沢碑	群馬県高崎市	特別史跡
729	神亀三年	漢文脈	小治田安萬侶墓誌	東京国立博物館	重文
730	天平二年	漢文脈	美努岡萬墓誌	東京国立博物館	重文
751	天平勝宝三年	漢詩集	『懐風藻』		
751	天平勝宝三年	漢文脈	竹野王多重塔	奈良県明日香村	
753	天平勝宝五年	漢文脈	薬師寺仏足石	奈良県奈良市	国宝
753 ?		万葉仮名	薬師寺仏足跡歌碑	奈良県奈良市	国宝
762	天平宝字六年	漢文脈	多質城碑	宮城県多賀城市	重文
762	天平宝字六年	漢文脈	石川年足墓誌		国宝
776	宝亀七年	漢文脈	叡福寺蔵・高屋枚人墓誌	大阪府太子町	重文
778	宝亀九年	漢文脈・仏典抄		奈良県五條市	史跡
784	延暦三年	漢文脈		大阪府太子町	重文
				熊本県宇城市	-

存する日本最古の日本語碑である。 もない、地域で守り続けられた第一級の生史料である。完全な形で現まさにその時代に符合する。しかも、山上碑は、発掘資料でも写本でことが木簡や『万葉集』の記載内容から判明しつつあるが、山上碑は、

/胡碑―最古かつ唯一の建郡碑

れた行政命令書と内容は同じでも、書き方に違いがある。『続日本紀』に記録として留められた符と呼ばれる政権中枢から下さ内容は、『続日本紀』和銅四年(七一一)三月辛亥条と一致しているが、言われるが、これまた、頭から日本文として読むことが出来る。記載多胡碑は最古かつ唯一の古代建郡碑である。漢文としても読めると

図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片図2のように、符が新しい郡を作る対象として甘良郡・緑野郡・片

に当る。 に当る。 に当る。

金井沢碑―日本仏教の定着と展開の転換点

律令国家がある期間だけ(七一五~七四○)採用した「郡・郷・里」田里」で始まるように、「羣(群)馬」の字が確認される最古の碑で、神亀三年(七二六)の銘を持つ金井沢碑は「上野國羣馬郡下賛郷高

太政官符写上野國司三

置グ゙多胡郡ダ事

右奉ラバ刺ヲ、割キ」甘良郡織裳、韓級、矢田、

大家、

緑野郡武美、片岡郡山等六郷」、別"置ヶ"多胡郡ヲ

符到ラバ奉行とヨ

左中弁正五位下多治比真人三宅麻呂 史位姓名

鈴剋

和銅四年三月甲寅(または辛亥)

使人位姓名

宣左 良郡并 位 太政官 成多胡郡 弁官符 石上尊右太臣正 中 弁正 上野 一品穂積親 和銅 郡 <u>Fi.</u> 内 國片罡 四 位下多治比 年三 百 戸 郡 王左太臣 二位藤 一月九日 郡 緑 野 成 原尊 真 郡 給 羊 正 人 甲寅

の表記を持つ。

道忠 重な存在である。 まれていったことからも推測される。金井沢碑はその起点としても貴台座主)をはじめとする大乗菩薩僧、日本仏教の祖師たちが陸続と生 六四、第三代天台座主)·安惠(下野国人、八〇五~八六八、第四代天国人、七七二~八三七、第二代天台座主)·円仁(下野国人、七九四~八 あづまから、「鑑真和上持戒第一の弟子」と『叡山大師伝』に記された 決し合う実践的な集団であった可能性が高い。そのことは、やがて、 を結んだ主体が山上碑建立者に連なる点などが注目されているが、「知 |知識||と記す講を作って祖先を追善供養する内容が記され、 なる講は単に信仰の寄合に留まらず、講を通して地域の課題を解 (上野国緑野寺・武蔵国慈光寺開基) の指導のもと、円澄 (武蔵

 $\widehat{6}$

擱筆としたい。 見せつつある。 全体像を日本史、世界史の中で位置づけ直すことの重要性は高まりを にしようという動きが具体化しつつある。その中で、あづまのくにの 絹産業遺産群の世界文化遺産登録に続いて、上野三碑を世界記憶遺産 最後は駆け足になってしまったが、いま群馬県では、富岡製糸場と 未解決の課題に少しでも近づくことを改めて決意して

多くの御教示と御示唆をいただいた。感謝申し上げたい。 なお、 東歌の位置づけや解釈等において北川和秀先生から恒常的に

注

- 1 拙稿「あづまのくに」群馬考古学研究会『東国の考古学』二〇
- 2 拙稿『古代東国の王者』二五~二七頁 二〇〇八年 雄山閣
- 権』一九九四年 甲類であることを理解せず、 拙稿「上毛野氏と東国六腹の朝臣」 『古代を考える 東国と大和王 吉川弘文館。この時点では、万葉仮名の「努」が 上毛野を「かみつけぬ」と読んでい

 $\overbrace{5}$

- 4 一〇一四年 財団法人群馬県教育文化事業団 北川和秀「上野東歌探訪」『上州文化』一二二~一三七 二〇一〇
- を記した鏡も二面あり、 ではなく、また全て西日本の所在である。他方、同年代の呉の年号 魏の年号が記された鏡は他に五面あるが、いずれも三角縁神獣鏡 一面は山梨県市川三郷町の鳥居原狐塚古墳
- 事本紀』国造本紀の下毛野国造条に見える「難波高津朝御世 この事実は、偽書でありながら高い評価も見受けられる『先代旧 元毛野国為上下」の記載に疑問を投げかける。 二二仁
- 7 で所知初国之御真木天皇と記している。 『日本書紀』崇神天皇十六年九月甲辰条。 『古事記』は崇神天皇段
- 8 『日本書紀』崇神天皇卅八年四月戊申朔条
- 9 『日本書紀』景行天皇五十五年二月壬辰条
- $\widehat{\underline{10}}$ 『日本書紀』景行天皇五十六年八月条
- 11 『日本書紀』神功皇后卅九·五十年条。応神天皇十五·十六年条。
- 12 毛野朝臣条・住吉朝臣条・桑原公条・商長首条・川合公条等。 仁徳天皇五十三年条。 『日本書紀弘仁私記』諸蕃雜姓記注。『新撰姓氏録』左京皇別下

拙稿『古代東国の王者』一七七~二〇三頁 二〇〇八年

- 13 史・商長首・吉弥侯部、右京皇別上に上毛野朝臣・佐味朝臣・大野 丹比部・軽部、右京諸蕃上に田辺史、未定雑姓摂津国に我孫、未定 摂津国皇別に韓矢田部造•車持公、河内国皇別に広来津公•止美連• 朝臣・垂水公・田辺史・佐自努公、大和国皇別に下養公・広来津公、 原朝臣・上毛野坂本朝臣・車持公・大網公・桑原公・川合公・垂水 雜姓河内国に佐自努公・伊気、未定雑姓和泉国に我孫公が搭載され 左京皇別下に下毛野朝臣・上毛野朝臣・池田朝臣・住吉朝臣・池 和泉国皇別に佐代公・珍県主・登美首・葛原部・茨木造・
- 14 『日本書紀』 天智天皇二年三月条・六月条。ただし生死不明。
- 15 16 『日本書紀』 天武天皇十年三月丙戌条。 ただし同年八月丁丑卒。
- 『日本書紀』 持統天皇三年六月癸未条

- 年八月癸卯条(17) 『続日本紀』文武天皇四年六月甲午条、大宝元年四月庚戌条、同
- 町封五十戸。三月、定廿町」とある。 五月十七日)任。三月詔古麿等。預定律令。宜議功賞。於是賜田十五月十七日)任。三月詔古麿等。預定律令。宜議功賞。於是賜田十四、『公卿補任』大宝二年参議条「従四位下下毛野朝臣古麿 同日(=
- (19) 『続日本紀』和銅二年十二月壬寅条
- 一年四月壬午条等。 月乙卯朔条、養老四年九月丁丑条、神亀二年閏正月丁未条~天平十20) 『続日本紀』和銅元年三月丙午条、和銅二年四月壬寅条、同年七
- (21) 『公卿補任』文武天皇四年、中納言従三位藤原朝臣不比等条
- を元に新たな鋳型を作って鋳込んだ踏み返し鏡と見られている。(23) ただし、観音山古墳出土鏡は、武寧王陵出土鏡ないしその同笵鏡
- (25) 矢部良明「北朝陶磁の研究」『東京国立博物館紀要』第16号 一九隆寺ゆかりの聖徳太子が王子であったことからの変化であろう。(24) 一般に、この形式の銅瓶を王子形水瓶と称すが、伝世品の多い法
- 九一年 小学館 国関係史への一視角―」上田正昭編『古代の日本と東アジア』一九 国関係史への一視角―」上田正昭編『古代の日本と東アジア』一九(26) 拙稿「王子形水瓶、東国古墳出土の意義と背景―北朝・朝鮮・東

SEUM』第42号 一九八五年

八一年、同「古墳時代後期の器皿にみる中国六朝器皿の影響」『MU

- 27) 北川和秀「上野東歌探訪」『上州文化』 | 二三 二〇一〇年
-) ようまれ、いら当ち ココ漬コニン夫川名でい、可告ュ(月コン=三四一五、三四一九、三四二一、三四二二、三四二三である。) 『万葉集』の歌番号で言えば、三四〇九、三四一〇、三四一四、
- ある。 う問題が発生する。あづまの成り立ちに関わる根本的命題の一つでう問題が発生する。あづまの成り立ちに関わる根本的命題の一つで係氏族群に連なる系譜を示していることとの関係をどう見るかとい绍) その場合、埼玉稲荷山古墳出土の鉄剣銘文が、阿倍臣(朝臣)関
- (3) 詳細は、拙稿『日本語誕生の時代 上野三碑からのアプローチ』

- 一〇一四年・雄山閣をご覧いただきたい。
- 流伝』二〇〇六年(31) 多胡碑記念館図録『海を渡った多胡碑―多胡碑の朝鮮・中国への
- を導きとして」『高崎経済大学論集』四七一四 二〇〇五年(32) 拙稿「東国仏教と日本天台宗の成立―最澄東国巡錫の意義と背景